

令和2年3月30日  
開発指導課

「岡山市開発審査会案件運用基準の改正」のお知らせ  
特定流通業務施設の一部改正について

岡山市開発審査会案件運用基準について、下記のとおり改正します。  
令和2年4月1日より、運用を予定しております。  
詳細・ご不明な点については、開発指導課まで、お尋ねください。

記

【改正概要】

都市計画法第34条第14号により、岡山市開発審査会の議を経て許可することができる運用基準（8）「特定流通業務施設」の取扱い基準を別添のとおり変更するもの。

<連絡先>  
岡山市 都市整備局  
住宅・建築部 開発指導課  
電話番号 086-803-1452（直通）

## <岡山市開発審査会案件運用基準 改正>

「特定流通業務施設」の取扱い  
(平成 12 年 4 月 17 日制定)  
(平成 13 年 7 月 24 日改定)  
(平成 14 年 1 月 28 日改定)  
(平成 15 年 12 月 1 日改定)  
(平成 19 年 11 月 30 日改定)  
(平成 26 年 1 月 1 日改定)  
(平成 26 年 4 月 1 日改定)  
**(令和 2 年 4 月 1 日改定)**

市街化調整区域における流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号、以下「物流総合効率化法」という。）第 4 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第 2 条第 3 号に規定する特定流通業務施設に該当するもの（以下「特定流通業務施設」という。）の建設を目的とする開発行為等で、次の各項に該当するものは、開発審査会の議を経て、法第 29 条又は第 43 条の規定により許可できるものとする。

- (1) 許可の対象となる土地（以下「申請地」という。）は、次のいずれかに該当する道路の沿道、インターチェンジ周辺又は岡山桃太郎空港周辺で市長が指定した区域内であること。（ア～ウは表 1、エ～オは表 2 による。）ただし優良農地は除く。
- ア 4 車線以上の国道、県道又は市道
  - イ 国道、県道又は市道で 4 車線以上の用地買収が終了し、暫定 2 車線で供用を開始している道路
  - ウ 2 車線以上の道路で歩道を有する等により 10m 以上の幅員がある道路
  - エ 高速自動車国道等（高速自動車国道等には、道路整備特別措置法により料金徴収が認められている一般国道、県道、市道を含む）のインターチェンジの乗り入れ口から半径 1 km 以内の区域。
  - オ インターチェンジの乗り入れ口から半径 5 km 以内の区域で、岡山市都市計画マスターplan で物流軸として位置づけられている幹線道路若しくは幅員 9 m 以上の道路に接する土地であること。
  - カ 申請地は 岡山桃太郎空港の敷地境界から 5 km 以内の区域で、岡山市都市計画マスターplan で物流軸として位置づけられている幹線道路若しくは幅員 9 m 以上の道路に接する土地であること。
- (2) 申請建物が次のいずれかに該当すること。
- ア 貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第 6 項の特別積合せ貨物に該当しないものの用に供される施設。
  - イ 倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同法第 2 条第 1 項に規定する倉庫。
- (3) 物流総合効率化法第 4 条第 8 項に基づく知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域内において行うことが困難又は不適当と認められる旨の意見があつた施設であること。
- (4) 申請地は、接続道路に 9 m 以上有効に接し、かつ申請地内の建築物及び駐車場等から接続道路に至る部分の有効幅が 9 m 以上であること。
- (5) 申請者は、物流総合効率化法による認定を受けた総合効率化計画を実施する者とする。